

令和 6 年 8 月 2 7 日

経済産業省 GX グループ
資源循環経済課長 田 中 将 吾

環境省 中部地方環境事務所
所 長 小 森 繁

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 の規定に基づきマレーシア向けに令和 5 年 8 月 8 日名古屋税関に輸出申告した貨物について、名古屋税関が同年 8 月 9 日、及び 17 日に行った貨物検査の結果、コンテナ内に鉱油が抜かれていない黒モーターが積み込まれていることが判明した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

1. 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和 6 年 9 月 6 日までに経済産業省及び環境省に提出すること。
2. 国内へ引き取った貨物について、国内で処分等する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
3. 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。